

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表します。

令和 2 年 11 月 26 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 堺 剛

記

第 1 監査の概要

太宰府市監査基準（令和 2 年監委告示第 1 号）に基づき次のとおり監査を実施した。

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の対象
 - (1) 団体名 太宰府観光協会
 - (2) 所管課 観光経済部観光推進課
 - (3) 監査対象補助金 太宰府観光協会補助金
- 3 監査の実施場所及び日程
 - (1) 実施場所 太宰府市監査委員事務局及び太宰府観光協会
 - (2) 日 程 令和 2 年 9 月 11 日から令和 2 年 11 月 17 日まで
- 4 監査の範囲 令和元年度に交付した補助金に係る出納、補助金の使途その他の事務の執行
- 5 監査の着眼点

監査対象団体に対し、市が交付した補助金が補助目的に沿って執行されているか、また当該補助金に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、次の着眼点に基づき監査を実施した。

(1) 所管課関係（観光推進課）

- ア 補助金の交付決定は、法令等に適合しているか。
- イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金に関する条件の内容は明確か。
- エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- オ 補助金の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等によりなされているか。
- カ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 団体関係（太宰府観光協会）

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

6 監査の主な実施内容

監査対象団体及び所管課から関係書類等の提出を求め、書面監査を行うとともに、団体事務室に赴き、関係諸帳簿の实地監査を行い、関係者からの事情聴取を実施した。

第2 団体の概要

1 団体の名称 太宰府観光協会

2 所在地

事務所 太宰府市宰府3丁目2番3号 太宰府館内

(会則上の所在地 太宰府市宰府2丁目5番1号 西鉄太宰府駅構内)

3 設立年月日

昭和27年12月1日

4 設立目的

太宰府市の自然と歴史的遺産による史跡観光、宗教観光を中心とした総合的観光事業の健全なる振興を図り、経済の発展と文化の興隆に寄与することを目的とする。

5 主な事業内容

(1) 実施事業（会則で定める事業）

- ア 観光事業に関する情報の収集及び調査研究
- イ 観光に関する宣伝紹介
- ウ 観光客の誘致
- エ 観光理念の普及啓蒙
- オ 観光土産品の振興開発
- カ 国、地方公共団体の観光主務機関及び観光諸団体との連絡協調
- キ 運輸交通機関との連携
- ク 文化諸団体との連携協調
- ケ 観光事業従業員の資質と福祉の向上
- コ その他本会の目的を達成するために必要な事業

(2) 市などからの受託事業（令和元年度）

- ア 太宰府市観光案内所管理運営委託（観光推進課）

イ 門前町フラッグ掲出業務委託（観光推進課）

ウ 太宰府参道清掃業務委託（観光推進課）

エ 書籍販売委託（文書情報課）

オ グッズ販売委託（経営企画課）

6 組織（令和2年3月31日現在）

（1）役員数

会長 1人

副会長 2人

常任理事 7人

理事 10人

監事 2人

顧問 2人

（2）職員数

事務局長（正規職員） 1人

職員（嘱託職員） 6人

（3）会員数

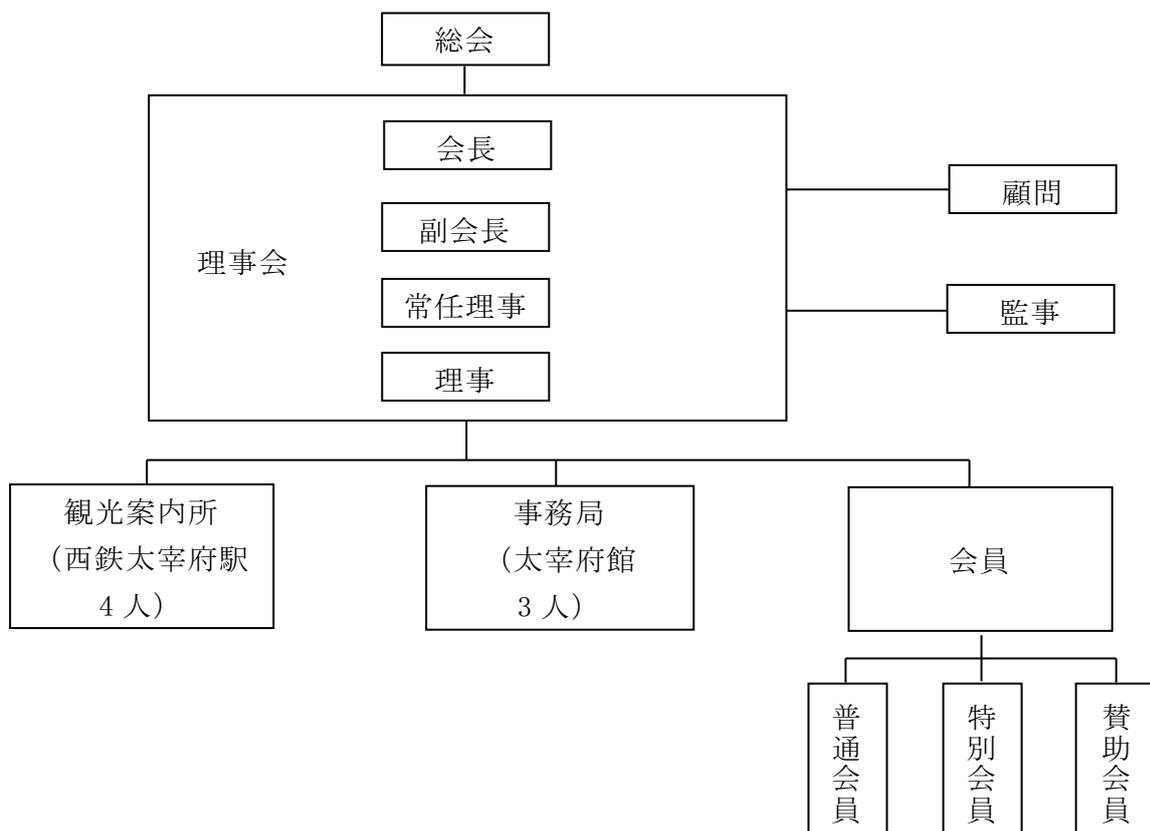
普通会員 137名

特別会員 14名

賛助会員 41名

計 192名

（4）組織図



7 市との関係

(1) 財政支出

令和元年度は、太宰府観光協会（以下「観光協会」という。）に対し、財政援助として、太宰府観光協会補助金7,371,000円を支出している。

また、委託料として、太宰府市観光案内所管理運営委託料11,524,000円、門前町フラッグ掲出業務委託料1,567,020円及び太宰府参道清掃業務委託料640,000円を支出している。

公金による財政支出の総額は21,102,020円で、観光協会の令和元年度決算額27,364,795円に占める割合は77.1%となっている。

(2) 事務所

太宰府市地域活性化複合施設太宰府館内に事務所が置かれている。

なお、会則上は「事務所を太宰府観光案内所内に置く」と定められている。

(3) 太宰府市観光案内所

市は、西鉄が所有する西鉄太宰府駅構内の建物を市の観光案内所として有償で賃借し、観光協会に次の管理運營業務を委託している。

- ・ 史跡観光に必要な資料の提供及び観光対象地の紹介案内
- ・ 他の観光地との情報交換及び情報収集
- ・ 入込観光客の調査、統計
- ・ 太宰府市地域活性化複合施設「太宰府館」における観光案内業務
- ・ その他観光案内所の設置の目的達成に必要なこと

(4) 書籍及びグッズ販売

観光協会は、市との販売業務委託契約により、書籍及びグッズ販売を行い、頒布価格の1割を事業収入として計上している。令和元年度の市からの事業収入は、出版受託料の太宰府人物志2冊分200円、受託手数料のクリアファイル443枚分13,290円である。

8 市の補助金

(1) 名称 太宰府観光協会補助金

(2) 補助金額の推移

平成 29 年度 2,100,000 円

平成 30 年度 6,236,000 円

令和 元年度 7,371,000 円

(3) 補助金の支出状況

令和元年度市補助金の支出状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

当初決定額	支 出 状 況				精算額
	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	
7,371,000	1,842,750 (H31. 4. 26)	1,842,750 (R1. 6. 5)	1,842,750 (R1. 9. 11)	1,842,750 (R1. 12. 11)	0

※ () は支払日

(4) 補助金の決算報告

補助金の決算報告は次のとおりである。

ア 補助金の充当項目

補助金は観光協会職員1名分の人件費や需要費などの維持費に3,043,000円、観光客誘致宣伝費、マップ作成費、JR二日市駅ホール展示費、梅撮影会費、負担金などの事業費に4,328,000円が充当されている。

なお、各項目の決算額は、補助金交付決定時の予算額と全く同額で報告されている。

イ マップ作成費

決算報告において、マップ作成費の決算額は、3,478,000円となっている。

その内訳を確認したところ、マップ作成費2,605,300円及び事務経費（ポスター作成費、観梅電車費、負担金）872,700円となっていた。

ウ 法定福利費及び需要費

需要費が法定福利費に17,228円流用されている。

9 令和元年度決算概要

(1) 収支決算書（自平成31年4月1日～至令和2年3月31日）（単位：円）

収 入			支 出		
科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
1 会費収入	4,578,000	16.7%	1 事務局	441,048	1.6%
2 市委託金	13,731,020	50.2%	2 維持費	18,220,657	66.6%
3 市補助金	7,371,000	26.9%	3 事業費	9,644,404	35.2%
4 事業収入	534,531	2.0%	4 雑費	36,294	0.1%
5 地域活動推進収入	685,000	2.5%	5 予備費	0	0.0%
6 雑収入	68,195	0.2%	6 繰越収支差額	△977,608	△3.6%
7 前期繰越収支差額	397,049	1.5%			
合 計	27,364,795		合 計	27,364,795	

ア 収入

主な収入は、市からの委託金、補助金及び会費収入である。

市委託金は、太宰府市観光案内所管理運営委託料11,524,000円、門前町フラッグ掲出業務委託料1,567,020円及び太宰府参道清掃業務委託料640,000円である。

市補助金は、太宰府観光協会補助金7,371,000円である。

事業収入は、書籍・物品等の受託販売に係る手数料などである。

地域活動推進収入は、参道清掃に係る地域からの支援金などである。

イ 支出

主な支出は、維持費及び事業費である。

事務局費は総会費などである。

維持費は観光協会職員に係る人件費や需用費などである。

事業費は観光宣伝及び観光客誘致に係る諸経費などである。

(2) 貸借対照表 (令和2年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
〈流動資産〉		〈流動負債〉	
現金	1,000,000	未払金	2,528,500
小口現金	49,000	短期借入金	1,000,000
普通預金	1,432,631	預り金	37,530
未収金	106,791	流動負債計	3,566,030
現金・預金計	2,588,422	負債計	3,566,030
流動資産計	2,588,422	【資本の部】	
		繰越収支差額	△977,608
		(内当期収支差額)	△1,374,657
		繰越収支差額計	△977,608
		資本計	△977,608
資産合計	2,588,422	負債・資本合計	2,588,422

負債の部の「短期借入金」1,000,000円は、資金繰りのため、借入を行ったものである。

第3 監査の結果

今回の監査は、市から支出された公金等が、監査対象団体において所期の目的どおり適正に執行、運用されているか、財政援助団体に係る出納その他の事務が関係法令等に則り、適正かつ正確に行われているか等について、太宰府観光協会及び観光推進課双方に対し監査を実施した。

その結果、監査に付された関係帳簿、証書類は正確に作成されており、予算の執行その他事務については、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、次のとおり、一部、改善及び検討を要する事項が見受けられたので、それぞれ必要な処置を講じられたい。

また、監査の過程において行ったその他の指導、助言についても併せて改善を図られたい。

1 太宰府観光協会

(1) 補助金の経理について

観光協会の補助金の決算報告で記載しているように、マップ作成費の予算3,478,000円から補助対象経費(年度内支払い分1,260,100円と未払い分1,345,200円を合わせた)2,605,300円を除いた残金872,700円について、補助対象外の経費に流用されていた。また、法定福利費及び需要費については、需要費から法定福利費に17,228円流用されていた。

これらは、補助金の対象外流用であるため、補助金を返還されたい。

なお、協会の経理については正確かつ適切になされていた。

2 観光推進課

(1) 補助金交付について

補助項目間の流用や補助対象外の負担金への支出が行われており、補助金申請時や実績報告時における申請内容の確認、実績報告内容の確認等が不十分な状況が見受けられた。流用に係る経費及び対象外の支出については、返還を求められたい。

このような事態が生じたのは、補助金交付要綱等が未整備のため、補助金交付目的や補助対象経費の取扱い（流用等）、補助金交付申請及び実績報告時の手続きが明確にされていないためである。

早急に補助金交付要綱等を整備し、補助金申請時の目的及び使途、並びに精算時の指導等を行われたい。

(2) 補助金に係る区分経理について

観光協会における経理は、総勘定元帳及び補助元帳に基づき処理されていたが、その財源が補助金なのか、また、自主財源等なのか明確になっていない状況である。従って、補助金の実績報告を観光推進課において、精査するのが困難な状況である。観光推進課においては、補助金に係る区分経理を行うよう指導されたい。

(3) 太宰府館内の観光協会事務所の貸借関係について

太宰府館内に観光協会の事務所が設置されているが、市と観光協会との貸借契約等が交わされていない。太宰府館は行政財産であるため「太宰府市公有財産規則」に基づき公有財産使用許可の手続きが必要である。同規則第 37 条に基づく貸付料の徴収、及び同規則第 32 条に基づく施設の使用に係る管理上必要な経費及び光熱水費等の費用負担を含め、適正な措置を講じられたい。

また、観光協会の会則に規定されている事務所の所在地の表記を、実態に則した規定に改正するよう指導されたい。

第4 意見

一般的に観光協会は、観光事業の企画・運営等のソフト面の事業を担う役割とイベント事業の実施部隊としての役割が期待されてきた。しかし、実際には、財源の主である地方自治体の意向が強く反映され、その指導を受けて事業を行う下請け的な存在になりがちである。本市の観光協会も同様の傾向にあり、市の委託事業の受け皿的な役割を果たしている面が見受けられる。

近年、観光案内所等の観光施設の指定管理者となる観光協会が増えている。観光協会にとっては、財源確保のための収益事業の一環であり、また観光拠点や観光資源を直接運営することで観光事業の活性化を図るという公益事業でもある。観光協会は、観光事業の推進に係る様々な取り組みを行うなかで、収益性を重視した運営も求められる。

そこで、観光協会が収益をあげられるような確実な運営ができる組織とするとともに、「太宰府市観光推進基本計画」に謳われている基本戦略における観光企画運営事業体に積極的な参加を求め、市と市内諸団体との連携・協力を得ながら国（観光庁）が推進する観光地域づくり法人（DMO）の設立をも視野にいたした検討を進めていくべきであろう。

また、地域活性化複合施設太宰府館は本市の観光拠点の中心地にあり、本来は観光振興の中心的な役割を担う施設とならなければならない。しかし、現状ではその役割を担うこ

とができていない状況である。今後は、運営について、観光協会への指定管理を検討するなど、市と観光協会が一体となり調査・研究を行い、太宰府館が本市の中心的な観光拠点となるよう努められたい。